

徳ト協事務連絡
令和7年12月15日

会員各位

一般社団法人徳島県トラック協会
会長 湯浅恭介
(公印省略)

吉野川北岸及び南岸道路を通行する際の
車両の高さ確認の徹底について

令和7年12月5日午前、徳島市上助任町の吉野川南岸道路（県道徳島吉野線）に設置された高さ3.6メートルの高さ制限ゲートに同制限を超過する大型貨物自動車が衝突する物件交通事故が発生し、一時通行止めとなりました。

上記吉野川南岸道路の高さ制限ゲートに大型車両が衝突する交通事故は令和2年以降、15件発生しているほか、吉野川北岸道路におきましても同様の事故が8件発生しており、その都度交通規制を実施するなど、通行車両の運転者に多大な影響を及ぼしている状況であります。

事業者の皆様におかれましては、改めて

吉野川橋アンダーパスの高さ制限
南詰3.6m・北詰3.8m

について、積荷を含めた車両の高さの確認を再徹底とともに、運行管理者やドライバーへの周知を徹底してください。

高さ制限の超過は重大事故につながる危険性があります。今後同様の事故が起こらないように、各社での取り組みを改めてお願い申し上げます。